

五ヶ瀬町簡易水道事業は、



水道料金改定の検討を進めています!!



～電話、FAX、メールにてお問い合わせください～
 五ヶ瀬町役場建設課 農村整備グループ
 TEL：0982-82-1713 FAX：0982-82-1724
 メールはホームページより
 ホーム → 各課のご案内 → 建設課 →
 水道料金の改定について → メールフォームによるお問い合わせ

五ヶ瀬町は、令和3年度に『五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】』を策定しました。「安全で快適な暮らしを維持する“ごかせの水道”～ おいしい水を いつでも どこでも 誰でも いつまでも ～」の実現に向け、持続可能・安全・強じんな水道に向けて取り組みを進めています。今後、それらの取り組みの財源確保策として、適正な料金改定の検討が必要です。

水道料金改定案（税抜）

（基本料金は現行の9㎡あたりの金額で記載）

（現行料金）100円/㎡
 基本料金 900円
 超過料金 100円/㎡

（改定案） 135円/㎡
 基本料金 1,215円
 超過料金 135円/㎡

料金に改定に係る基本的な考え方

- 五ヶ瀬町簡易水道事業は、水道料金によって運営されています。
- 水道料金は事業開始当時から現在まで改定されていません。
- 使用者間の負担の公平性を考慮しつつ、水道事業の健全な運営が確保できる適正な原価に基づいて算定される必要があります。
- 『五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】』では供給単価158.9円/㎡を目指します。上記、改定案では、159.47円/㎡となる見込みです。

※1 供給単価とは、1㎡を給水して得られる収入であり、料金収入÷年間総有収水量（供給した水の総量）で算出されます。

3 簡易水道事業一元化・未普及地域解消事業に係る投資

給水区域の拡大及び既存施設の更新（耐震化含む。）を今後行う必要があります。その投資額及び既存施設更新の見通しは以下の表のとおりとなっています。

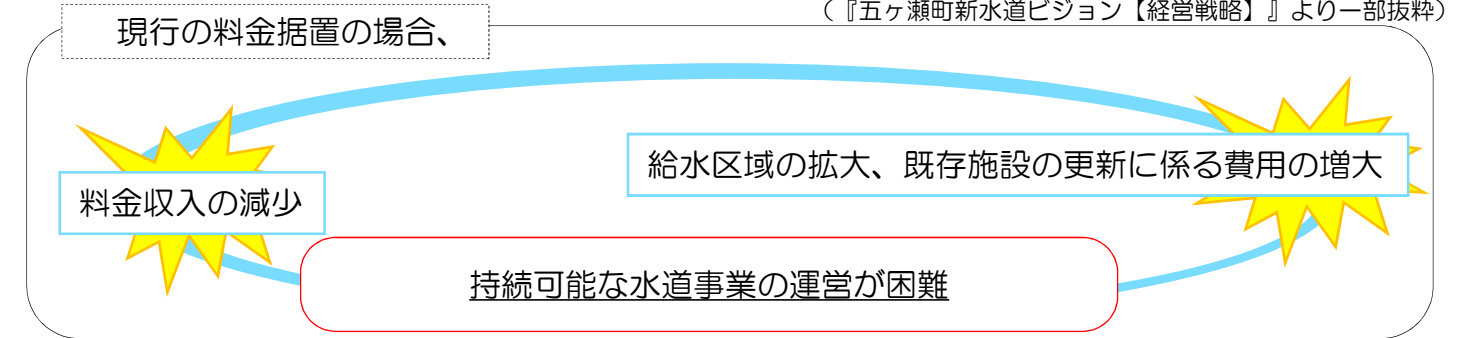
『五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】』において、給水区域の拡大と併せて、老朽化等により更新が必要な施設への投資について試算しています。

施設整備及び既存施設更新の投資額

（単位：百万円）

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
投資額	施設整備	229	162	114	144	198	111	100	0	1,058
	既存施設更新	37	37	37	37	37	37	37	37	296
	計	266	199	151	181	235	148	137	37	1,354

（『五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】』より一部抜粋）



持続可能な水道事業経営のためには、水道料金の改定が必要です

いつから、水道料金改定となるのか（今後の予定）

令和6年7月（7月使用分（8月水道料金）から新料金徴収）を目標としています。

料金改定までのスケジュール

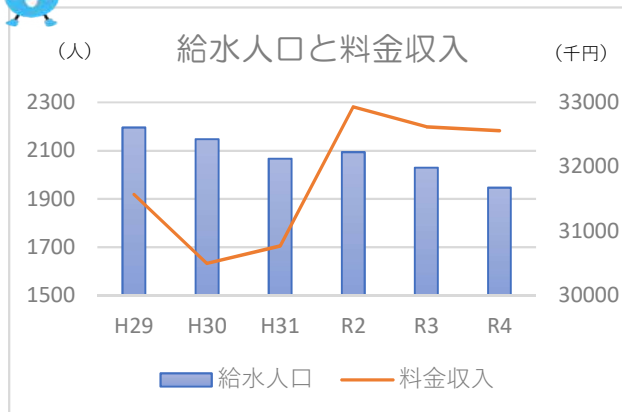
年 月	令和5年度					令和6年度				
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
スケジュール	〔・・・〕 運現料 営状金 協報改 議告定 会案	〔・・・〕 全現料 員状金 協報改 議告定 会案	〔・・・〕 広現料 報状金 ・報改 H告定 P案	〔・・〕 広質 報問 ・・ H回 P答	〔・・〕 全新 員料 協金 議提 会示	〔・・〕 広新 報料 ・金 H公 P表	〔・・〕 広質 報問 ・・ H回 P答	〔・・〕 条 例 改 正 案 上 程	〔・・〕 新 料 金 施 行	〔・・〕 新 料 金 徴 収

水道使用者の皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、安心安全な水を安定的にお届けするために、ご理解とご協力をお願いいたします。

なぜ、水道料金の改定が必要なのか

1 給水人口の減少による料金収入の低下

町内の行政区内人口の減少に伴い、料金収入も減少します。今後、水道料金収入の増大は期待できず、一方で老朽化等による施設整備費の増大が見込まれますので、安定した経営の維持確保が難しくなってきます。（右図「給水人口と料金収入」参照。）



2 給水区域の拡大への投資

簡易水道事業等の一元化に向けて、公営及び組合営の簡易水道事業等を段階的に五ヶ瀬町簡易水道事業に統合します。

今後の施設整備予定スケジュール

	地区名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
五ヶ瀬町簡易水道事業への統合計画	兼ヶ瀬地区	←	→								
	赤谷地区			←	→						
	坂本地区			←	→	←	→				
	第9区		←	→							

（『五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】』より一部抜粋）